

専決処分の報告について

工事委託に関する協定の変更について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成28年6月6日提出

秦野市長 古谷 義幸



専 決 処 分 書

秦野市第1号公共下水道秦野市浄水管理センター水処理施設の再構築工事委託（平成25年度継続費設定）に関する基本協定の変更について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 協定の目的

秦野市浄水管理センターにおける水処理設備の改築・更新工事及び水処理棟の耐震補強工事に関する委託

2 契約の変更事項

(1) 原協定の金額

1, 188, 000, 000円

(2) 変更後の協定の金額

1, 154, 000, 000円

(3) 変更する額

34, 000, 000円の減額（2.86パーセント減）

3 協定の相手方

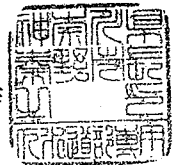
東京都文京区湯島二丁目31番27号

日本下水道事業団

理事長 谷 戸 善 彦

平成28年3月30日

秦野市長 古 谷 義 幸



理由

秦野市下水道長寿命化計画等に基づく秦野市浄水管理センターにおける水処理設備（第1系列第4池）の改築・更新工事及び水処理棟の耐震補強工事を委託する協定について、日本下水道事業団が請負業者と契約締結した機械電気設備工事及び建設工事の完了に伴い、管理諸費を含めた事業費が確定したことにより、原協定の金額を減額するものである。



秦野市第1号公共下水道秦野市浄水管理センター水処理施設の再構築工事委託に
関する基本協定の一部を変更する協定

秦野市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、平成26年
1月16日付けで甲と乙との間で締結した秦野市第1号公共下水道秦野市浄水管理センター水処
理施設の再構築工事委託に関する基本協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を
次のとおり締結する。

第1条 原協定第4条第1項中「金1,188,000,000円」を「金1,154,000,000円」に改める。

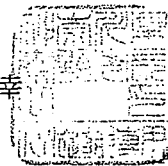
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印し、それぞれ1通を保有する。

平成28年 3月30日

甲 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市長

古谷 義幸



乙 東京都文京区湯島二丁目31番27号

日本下水道事業団理事長 谷戸 善彦

